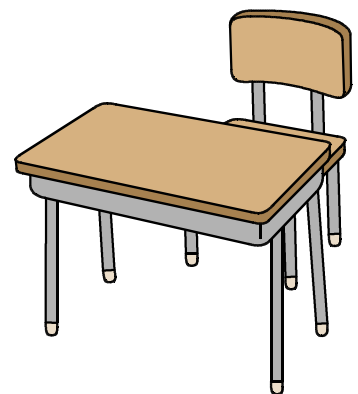


不祥事防止ハンドブック

不祥事を起こさない！！
（一人一人の強い意志）

不祥事を起こさせない！！
（組織全体での取組み）



令和 6 年 4 月

秋田県教育委員会

目 次

教職員へのメッセージ	1
I 本書について	
1 不祥事発生の要因	4
2 本書の特徴	5
3 本書の活用方法	6
II 基礎知識編	
1 懲戒処分の件数（H 2 6 ～ R 5）	8
2 懲戒処分の基準について	9
3 懲戒処分に係る公表の取扱いについて	1 3
4 懲戒処分を受けた場合の影響	1 4
III 事例編	
1 飲酒運転・交通事故	
(1) 酒酔い運転	1 8
(2) 酒気帯び運転	1 9
(3) 交通事故（死亡）	2 0
(4) 交通事故（人身事故）	2 1
2 体罰	
(1) 部活動指導時の体罰	2 3
(2) 授業時等の体罰	2 4
3 わいせつ・セクハラ行為・パワハラ行為等	
(1) 児童生徒へのわいせつ行為	2 5
(2) 部活動指導時のセクハラ行為	2 5
(3) 児童生徒以外へのわいせつ行為	2 6
(4) 盗撮	2 6
(5) パワハラ行為	2 7
4 個人情報の紛失又は流出	2 8
5 公金及び私費の横領等	
(1) 着服	2 9
(2) 私費会計からの窃取	3 0
(3) 不適切な会計処理	3 1
6 窃盗	3 2
7 傷害等	3 3
8 その他の非違行為	3 3
IV 資料編	
1 研修用ワークシート	3 6
2 不祥事防止のためのチェックシート	3 7
3 教職員に求められる服務規律(概説)	4 1
4 関係法令	4 4
5 不祥事防止に向けたこれまでの主な取組	5 0
6 各種相談窓口	5 2

教職員へのメッセージ

教職員の皆様には、毎日、学校現場において児童・生徒の健やかな成長を願い、共に汗を流すなど、教育に献身的に取り組んでいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

本県の多くの教職員が自らの職責を強く意識し、崇高な使命感をもって、児童生徒と向き合い、保護者、地域の方々と接していただいているおかげで、学校教育に対する信頼関係は確かなものになってきています。

しかし、依然として教職員の不祥事は跡を絶たない状況にあります。

$$100 - 1 = 0$$

ほんの一握りの教職員の起こした不祥事で、これまで多くの教職員が長年積み重ねてきた児童生徒、保護者、県民との信頼関係、そして学校教育に対する信頼までもが、一瞬にして消え失せてしまいます。

一瞬で失った信頼を再び築きあげるのに、どれだけ多くの努力と時間を要するか計り知れません。

私たちは、子どもたちの成長と一緒に喜びたい、教育を通して社会に貢献したい、そんな思いで教職員になったのではなかったでしょうか。教職員は子どもたちを教え導く立場にあり、その人格形成に大きな影響を及ぼします。だからこそ、自分自身に対してより厳しく、かつ高潔な倫理観を求めなくてははいけません。

昨年度もわいせつ事案を根絶できず懲戒免職処分を行うこととなりました。また、飲酒運転及び交通事故も発生しており、教職員の不祥事に対しては、県民から厳しい視線が注がれています。

不祥事根絶のためには、教職員一人一人が自らの職責と使命を常に自覚し、職場全体の課題として捉え、取り組むことが重要です。

決して他人事とは思わないでください。所属長のリーダーシップのもと、組織全体で不祥事根絶に向けて、強い意志で取り組みましょう。

令和6年4月

秋田県教育委員会

Ⅰ 本書について

1 不祥事発生の要因

○ 不祥事を起こした職員の声

職員の不祥事が起こる背景・要因は様々ありますが、次に記した内容は、これまで不祥事を起こしてしまった教職員等が、事後に吐露した言葉です。

- ・教職員としてのプロ意識が欠如していた
- ・公務員としての規範意識が欠如していた
- ・職場における普段からのコミュニケーションが不足していた
- ・職員が一人で抱え込んでしまい職場では誰にも相談できない雰囲気だった等々

○ 「人間は誰もが過ちを犯す可能性がある」と認識すべき

不祥事は起こしてはいけないものですが、一方、「人間は誰もが過ちを犯す可能性がある」ということも認識すべきです。

その認識があるからこそ、どうしたら不祥事を起こさずにすむかを、自分自身に問い続けることができるのです。

他の職員が不祥事を起こしてしまったとき、「何でそんなバカはことをしたんだろう、私には関係のないことだ」と他人事のように思わないでください。

○ 人間は刺激がないと弛緩し、不祥事発生のリスクが高くなる

教職員が使命感、倫理観を高い意識で保ち続けていられる源泉は、子どもたちの模範とならねばという意識や、保護者や地域の方々から常に見られているという緊張感であり、それはとても大事なことです。

しかし同じような日常が続くと、時にはこころの糸が緩んでしまいます。ですから緊張感を維持し続けるためには、定期的に自分自身に問いかけることが必要です。

校長、所属長等は積極的に、職員会議や校内研修等さまざまな機会を捉えて、不祥事防止につながるような気づきを職員に与えること、それにより教職員相互のコミュニケーションを活性化することが重要です。

本書は、そうした不祥事防止のための一助となることを意図して作成しています。次のページに記載した、本書の特徴、活用方法を理解の上、使用してください。

2 本書の特徴

本書は、不祥事について網羅的に学習できるハンドブックとして作成したものであり、次のような特徴があります。

○実際に起きた事例を収録していること

事例編では、これまで秋田県内で実際に発生した不祥事事案を、類型別、事案の概要、発生の原因、処分内容等で整理して取り上げています。

発生した事例を紹介することで、教職員一人一人が、不祥事を他人事ではなく、自分やごく身近にも起こりうるものと捉えていただき、なぜ不祥事は起きてしまったのか、防ぐことはできなかったのか、防ぐために何をすべきか等を、事例から学び、自らの行動を見つめ直すことができるようにしました。

○研修用ワークシートを掲載していること

職場全体で不祥事防止に取り組めるよう、研修用のワークシートを添付しています。是非、研修にご活用ください。

○不祥事防止のためのチェックシートを掲載していること

自己点検の際、一層の気づきを促すよう、不祥事の類型別のチェックシートを添付しました。一人でのチェック、仲間との相互チェックなど、さまざまな機会に活用し、自分の行動を振り返ってみてください。

3 本書の活用方法

職員会議、校内研修、総合教育センター等での集合研修など、あらゆる機会を捉えて不祥事防止に向けた取組みがなされています。

そうした機会に、本ハンドブックを活用し、定期的・継続的に研修を実施し、教職員の不祥事防止に対する意識を高めましょう。

また、会計年度任用職員についても正規職員と同様に懲戒処分の対象であることから、採用時に本ハンドブックを配布するなどして、周知徹底しましょう。

①新任職員の研修教材として・・・

新任職員には4月に配布してください。

公務員としての職責、使命感、服務等を学ばせる際に、不祥事の実態についても説明、理解させてください。

特に監督する立場にある職員は、将来ある若手職員が不祥事を起こして一生を棒に振ることのないよう、十分に指導してください。

②職員一人一人の自主学習用として・・・

セルフチェックシートで、定期的に自らを振り返り、教職員としての職責や心構えなどをチェックしてみてください。時々、自分自身に刺激を与えることが重要です。

③職員会議の題材として・・・

毎回、異なる事例を取り上げたり、関係法令を確認しあったり、チェックシートを読み上げたりするなど、普段から不祥事に対する意識を高め合ってください。

④校内研修・総合教育センター等の研修教材として・・・

事例編の各事例を研修で取り上げ、ワークシートを使って個人ワーク、グループワークでじっくり事例研究をしてみましょう。話し合いを通して、不祥事防止に向けた様々な意見が出てくるはずです。他の職員が行っている取組みを参考にしましょう。新たな気づき、発見があるはずです。

⑤家庭で・・・

職員にとって一番の理解者は家族です。毎日健康で職場に通い、仕事に取り組むことができるのは、家族のサポートがあるからです。

大事な家族を守るためにも、不祥事について、普段から家族と話し合っておくことも大切です。

II 基礎知識編

1 懲戒処分件数

平成26年度から令和5年度までの間に懲戒処分となった者は84人、管理監督責任により懲戒処分となった者は19人で、合計103人が処分されている。

本人処分を種類別に見ると、「交通事故」が最も多く31人、以下、「セクハラ・わいせつ」12人、「飲酒運転」9人、「体罰」・「着服」が各5人となっている。「その他」は、不適切な会計処理、窃盗、パワハラなどである。

教職員の懲戒処分件数

(過去10年間)

() は管理監督責任で外数 単位：人

年度	量 定 別					種 類 別						
	免職	停職	減給	戒告	計	飲酒運転	交通事故	体罰	セクハラ わいせつ	着服	その他	計
H26	2	4	4 (1)	1 (2)	11 (3)	1	4		2	1 (2)	3 (1)	11 (3)
H27	2	1	1 (5)	2 (1)	6 (6)			1	1	1 (4)	3 (2)	6 (6)
H28	3	1	2	1 (2)	7 (2)		4			1 (2)	2	7 (2)
H29	5	3	2 (2)	3 (2)	13 (4)	1	4	1	1	1 (1)	5 (3)	13 (4)
H30	2	4	4 (1)	2 (1)	12 (2)	2	3	2		1 (2)	4	12 (2)
R1	2	2	1	4	9	1	5		2		1	9
R2	2	2	2		6		3		2		1	6
R3	3	1	2	1 (1)	7 (1)	2	2		1 (1)		2	7 (1)
R4	1	1	2	3	7	1	5				1	7
R5	1	3	1	1 (1)	6 (1)	1	1	1	3 (1)			6 (1)
計	23	22	21 (9)	18 (10)	84 (19)	9	31	5	12 (2)	5 (11)	22 (6)	84 (19)

2 懲戒処分の基準について

秋 田 県 教 育 委 員 会

平成20年 6月12日 制 定
平成21年12月25日一部改正
平成29年11月21日一部改正
平成30年10月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年10月31日一部改正

はじめに

懲戒処分（地方公務員法第29条第1項）とは、職員に一定の義務違反があった場合に、その道義的責任を追及し、地方公共団体の規律と秩序の維持を目的として、その職員の任命権者が課す処分である。

この基準は、教職員が全体の奉仕者としてふさわしくない非行や違法行為（以下、「非違行為」）を行った場合の懲戒処分の量定を明らかにすることにより、教職員に公務員としての自覚を求め、教育に携わる教職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的とするものである。

第1 基本的な考え方

この基準は、県教育委員会における過去の事例等を参考に、標準的な処分の量定を示したものであり、具体的な懲戒処分の量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果の程度
- ② 故意又は過失の程度
- ③ 児童生徒、保護者、県民等への影響の程度
- ④ 非違行為を行った職員の職責の程度
- ⑤ 日頃の勤務態度や非違行為後の対応
- ⑥ 過去の非違行為歴

等を総合的に考慮した上で判断するものとする。

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

- （1）免職 勤務関係から排除する処分
- （2）停職 1年以下の間、職務に従事させない処分
- （3）減給 1年以下の間、給料月額の1／5以下に相当する額を給与から減ずる処分
- （4）戒告 非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

2 指導上の措置

懲戒処分に至らないと判断した事案であっても指導上の措置として、その責任を確認させ将来を戒める事実上の行為（訓告又は**嚴重注意**）をする場合もある。

ただし、小・中学校の県費負担教職員に対する指導上の措置は、その服務監督の地位にある当該市町村教育委員会が行う。

第3 懲戒処分 of 標準例

以下に示す処分の量定は標準的なものであり、事案によっては量定を加重または軽減することがある。また、場合によっては指導上の措置等とすることもある。

1 欠勤

正当な理由が無く勤務を欠いた場合

- (1) 1 1 日未満は、減給又は戒告とする。
- (2) 1 1 日以上 2 1 日未満は、停職又は減給とする。
- (3) 2 1 日以上は、免職又は停職とする。

2 飲酒運転・交通事故

- (1) 飲酒運転（酒気帯び運転及び酒酔い運転をいう。）

飲酒運転をした職員は、緊急避難的行為等特別な事情がある場合を除き免職又は停職とする。

- (2) 同乗等の場合

運転をすると知りながら飲酒を勧めた場合や飲酒運転を知りながら車に同乗した場合は、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

- (3) 交通事故

人を死亡させ、又は傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。これらの場合において、特定違反行為に該当するなど悪質な場合は、免職とする。

注1 「酒気帯び運転」とは、身体に血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。

注2 「酒酔い運転」とは酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為をいう。

注3 「特定違反行為」とは、道路交通法施行令別表第二の二の行為をいう。

3 体罰等

- (1) 体罰を加え、児童生徒を死亡させ、又は重大な障害を負わせた場合は、免職又は停職とする。
- (2) 体罰を加え、児童生徒に傷害を負わせた場合は、停職、減給又は戒告とする。
- (3) 上記以外の体罰を加えた場合は、戒告とする。
- (4) 適正を欠いた発言により児童生徒に精神的に大きな悪影響を生じさせた場合は、戒告とする。

4 わいせつ行為等

- (1) 児童生徒等に対する行為

- ① 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に掲げる行為（児童生徒性暴力等）を行った場合は、免職とする。
- ② 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第16条（深夜連れ出し等の制限）及び秋田県迷惑行為防止条例第5条（つきまとい行為等の禁止）に違反する行為を行った場合は、免職又は停職とする。
- ③ セクシュアル・ハラスメント（上記①及び②に該当するものを除く。）を行った場合は、停職、減給又は戒告とする。

(2) 児童生徒等以外の者に対する行為

- ① わいせつ行為を行った場合は、免職又は停職とする。
- ② セクシュアル・ハラスメントを行った場合は、停職、減給又は戒告とする。

注1 「児童生徒等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第2項各号に掲げる者をいう。

注2 「わいせつ行為」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

注3 「セクシュアル・ハラスメント」とは、令和2年5月1日付け教総-275「ハラスメントの防止に関する指針」の定義による。

5 個人情報情報の盗難、紛失又は流出

過失により、児童・生徒等に関する個人情報情報が、盗難され、紛失又は流出した場合は、戒告とする。

6 給与の不適正受給

- (1) 故意に虚偽の届出をするなどして給与を不正に受給した場合は、減給又は戒告とする。
- (2) 上記の場合において、添付書類を偽造したり、長期にわたって不正に受給するなど悪質な場合は、免職又は停職とする。

7 公金・公有財産の横領等

公金又は公有の財産を横領、窃取した場合は、免職とする。

8 私費の横領等

- (1) 私費を横領、窃取した場合は、免職とする。
- (2) 私費に関し不適切な会計処理があった場合は、停職、減給又は戒告とする。

注1 私費とは、県立学校私費会計事務処理基準に定める私費をいう。

9 傷害・暴行

- (1) 故意に人に傷害を負わせた場合は、停職又は減給とする。
- (2) 故意に人に暴行を加えた場合は、減給又は戒告とする。

10 窃盗

他人の財物を窃取した場合は、免職又は停職とする。

11 パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントを行った場合は、停職、減給又は戒告とする。

注1 「パワー・ハラスメント」とは、令和2年5月1日付け教総-275「ハラスメントの防止に関する指針」の定義による。

12 政治的行為の制限違反

- (1) 地方公務員法第36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行った場合は、減給又は戒告とする。
- (2) 地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反し

- て政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした場合は、停職又は減給とする。
- (3) 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした場合は、免職又は停職とする。
 - (4) 公職選挙法第137条の規定に違反して学校の児童生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をした場合は、免職又は停職とする。

1 3 その他の非違行為

その他の非違行為についても同様に懲戒処分の対象とするものであり、標準例1から12のほか、人事院が作成している「懲戒処分の指針」等を参考に処分の量定を決定する。

1 4 指導監督関係

- (1) 部下職員の非違行為を知っていたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は報告を怠った場合は、停職、減給又は戒告とする。
- (2) 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合は、減給又は戒告とする。

3 懲戒処分に係る公表の取扱いについて

(平成27年10月30日教総－1693教育長通知)

(1) 懲戒免職処分の場合

原則として、当該職員の所属名、職名、氏名、年齢及び性別を公表する。

(2) 懲戒免職処分以外の懲戒処分の場合

原則として、当該職員の所属区分（機関種別、校種等）、職名、年代及び性別を公表する。

(3) 氏名等の公表の例外

児童・生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす、あるいは、被害者のプライバシー等を侵害する恐れがある、と判断される場合は、公表する情報の範囲を限定することが出来るものとする。

【公表方法の比較】

従来の公表方法

処 分	公 表 す る 項 目					
	所属	年齢	性別	職名	氏名	(公表の例)
重 大 非 違 行 為	△	○	○	○	○	「秋田市立中学校の(県北地区の高校の)教諭 秋田太郎 45歳 男性」
児童・生徒や被害者等のプライバシー等を侵害するおそれがある場合	(児童・生徒等が特定されないよう、被処分者の氏名を含め、公表する情報の範囲を決定する)					
一 般 的 事 案	△	△	○	○	×	「秋田市立中学校の(県北地区の高校の)40代の男性教諭」

見直し後の公表方法

処 分	公 表 す る 項 目					
	所属	年齢	性別	職名	氏名	(公表の例)
懲 戒 免 職	○	○	○	○	○	「〇〇中学校の(〇〇高校の)教諭 秋田太郎 45歳 男」
懲 戒 免 職 以 外	△	△	○	○	×	「秋田市立中学校の(県北地区の高校の)40代の男性教諭」
児童・生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす、あるいは、被害者のプライバシー等を侵害する恐れがある、と判断される場合	(公表する情報の範囲を限定することがある)					

※ ○:公表 △:一部公表 ×:非公表

主な変更点

○「重大非違行為」と「一般的事案」に区分していたものを、「懲戒免職」と「懲戒免職以外」に区分しました。

これまででは、まず「重大非違行為」に該当するか否かの判断があり、また、必ずしも例示に従った取扱いが行われてこなかった例もありましたが、「懲戒免職」と「懲戒免職以外」の区分にすることで、恣意的な解釈の余地をなくしました。(知事部局でも「懲戒免職」と「懲戒免職以外」に区分しています。)

※ 重大非違行為の例示:飲酒運転で人身事故を起こした場合、横領、窃盗等の社会的影響の大きい事件

○「懲戒免職」の場合は、原則として、氏名とともに所属名も公表します。

これまで「重大非違行為」においては、氏名は公表しても、所属名を公表しない場合がありますでしたが、「懲戒免職」の場合は、原則として、所属名も公表することとしました。

4 懲戒処分を受けた場合の影響

懲戒処分とは、職員が全体の奉仕者としてふさわしくない非行や違法行為を行った場合に、その道義的責任を追及し、地方公共団体の規律と秩序の維持を目的として、その職員に対し任命権者が課す処分です。

懲戒処分の量定として、免職、停職、減給、戒告があり、懲戒処分に至らない場合であっても、指導上の措置として、その責任を確認させ、将来を戒める事実上の行為（訓告又は厳重注意）をする場合もあります。

（１）児童生徒への影響

児童生徒の模範となるべき教職員の不祥事、特に児童生徒が関係する非違な行為は、児童生徒の「こころ」に深い傷を負わせ、その後の成長にも影を落したり、二次被害を生じさせることもあります。

【影響例】

- ① 教職員が起こした不祥事（特に、わいせつな行為やセクシュアル・ハラスメント、体罰を受けた場合など）のせいで、大人への不信感が生じ、大人の言うことが信じられなくなります。
- ② ふとしたことから、わいせつな行為やセクシュアル・ハラスメントを受けた当時のことを思い出して、気分が悪くなったりします。
- ③ 精神的に不安定になり、リストカットをしたり自殺願望を持ったりすることもあります。
- ④ 感情の起伏が激しくなり、粗暴な言動をするようになります。
- ⑤ 気分がふさぎこみ、不登校になったり、学校を休みがちになります。

（２）家族、学校、地域等への影響

- たった１人の不祥事であっても、学校、教職員全体、ひいては学校教育そのものに対する児童生徒、保護者のみならず県民からの信頼をも、一瞬にして失うことになります。
- 懲戒免職の場合は、「懲戒処分に係る公表の取扱いについて」（平成２７年１０月３０日教総－１６９３教育長通知）により、被処分者の所属・氏名が公表されます。
- 被害者はもちろん精神的な傷を負っていますが、事案が公表された場合、加害者となった教職員の家族、学校、地域等に与える影響についても考えてみてください。

（３）教職員本人への影響

① 給与面での影響

- ・懲戒処分を受けた場合、昇給、期末・勤勉手当、退職手当などに影響します。
- ・停職処分を受けた場合には、「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例第４条」の規定により職務に従事できないだけでなく、停職期間中はいかなる給与も支給されません。
- ・免職となると、公務員の身分を失うことから、それ以後、給料諸手当は支給されません。
- ・また、停職、減給、戒告の場合、以下のとおり、給料・手当・昇給に影響があり、退職するまでの給与のみならず、退職手当などにも影響があります。

区分	給料	期末手当	勤 勉 手 当 (通常は102.5/100)	退職手当	昇 給 (通常は4号給)
停職	不支給	停職期間中は不支給 停職期間は在職・勤務期間 から除算 成績率 40/100		在職期間 から停職 期間の1/2 を除算	昇給なし
減給	減給した額	減給しない額	成績率 50/100		昇給なし
戒告	全額	全額	成績率 60/100		55歳以下 2号給 55歳超 なし

※ 指導上の措置である訓告を受けた場合にも、勤務成績が良好と認められず、3号給以下の昇給となることがあります。

《定年で退職するまでの損失額》

【例】 令和6年4月の時点で、給料月額が37万円である40歳の教諭（扶養手当・住居手当なし）が、令和6年6月途中で懲戒処分を受けた場合

戒	告	約 50万円
減	給 1/10 3月	約 120万円
停	職 6月	約 440万円
免	職	約 1億5000万円

② 退職手当の不支給

「職員の退職手当に関する条例第12条（市町村立学校職員の退職手当に関する条例第3条）」の規定により、非違の状況等に応じ退職手当等の全部又は一部が支給されません。

③ 教員免許状の失効

懲戒免職処分を受けた場合、「教育職員免許法第10条」の規定により、免許状は効力を失います。

また、懲戒免職処分を受けた者は、「地方公務員法第16条」の規定により、2年間同一地方公共団体の職員となることはできません。

④ 民事上の責任

故意または過失により違法に他人に損害を与えた場合には、被害者に対し、金銭的損害のみならず、精神的な損害についても、賠償しなければなりません。

また、公務員が、その職務を行うにあたって、故意又は過失により違法に他人に損害を与えた場合は、県が賠償責任を負うこととなりますが、その場合、職員に故意又は重過失があったときは、県は当該職員に対し求償する権利を持ちます。

⑤ 刑事上の責任

犯した行為が犯罪となれば、刑法や各種の刑罰規定により処罰されることとなります。

なお、禁固以上の刑に処せられた場合には、地方公務員法に基づき公務員の身分を失う（失職する）とともに、教員であれば、教育職員免許法に基づき、教員免許状も失効します。

（４）監督上の責任

不祥事を起こした特定の個人だけの問題に留まらず、当該職員の服務を監督する所属長（県教育委員会、市町村教育委員会）に対しても、職員の指導監督責任、任命権者としての任用そのものに対する責任も問われることとなります。

Ⅲ 事例編

1 飲酒運転・交通事故

(1) 酒酔い運転

【事案の概要】

- 被処分者は、午後4時17分頃、市道を自動車で走行中、シャーベット状の雪が積もった市道でスリップし、対向車と右前部同士が衝突した。対向車の被害者に怪我はなかったが、事故処理中の呼気検査で、基準値を超えるアルコールが検出され、道路交通法違反容疑で現行犯逮捕された。
- 前日は、忘年会であり、被処分者は、午前9時30分頃に宿泊先のホテルを出発したが、自動車を運転しながらビールと発泡酒を8本飲んでいたため、逮捕された時点で、0.57mg/Lのアルコールが検出された。

【原因・背景等】

- 被処分者は、飲酒運転はいけないと思いながらも、一方では我慢できず警察に見つからなければかまわないと考え、普段から休日には酒を飲みながら自動車を運転していた。
- 以前にも酒気帯び運転で検挙され90日間の免許停止処分を受けていた。

【処分内容】

- 懲戒処分：懲戒免職（上司の監督責任：訓告）
- 刑事処分：懲役8ヶ月（執行猶予3年）

【類似の事案】

- （事案） 酒に酔った状態で自動車を運転し、駐車場内に駐車中の車両5台と駐車場のフェンスに衝突し損害を与え、通報を受けて駆けつけた警察署員に酒酔い運転の容疑で現行犯逮捕された。
- （原因） 酒に酔った状態で自動車を運転し、駐車場から出ようとしていた。
- （懲戒処分） 懲戒免職（上司の監督責任：訓告）

(2) 酒気帯び運転

【事案の概要】

- 被処分者は、高速自動車道下り線において、酒気を帯び、かつ、指定の最高速度を超える速度で普通乗用車を運転した。
- 交通取締中の警察官が速度違反で車両を停止させたところ、酒気帯び運転が判明し、逮捕された時、呼気中のアルコール濃度は、0.42mg/Lであった。

【原因・背景等】

- 酒気帯び運転に対する意識が低かった。

【処分内容】

- 懲戒処分：懲戒免職
- 行政処分：運転免許を更新しなかったため、免許停止処分はない。
- 刑事処分：罰金32万5千円

【類似の事例】

(事案1) 午後8時過ぎから午後11時頃まで、飲食店で飲食し、午前8時頃、自家用車を運転して駐車場から市道へ出て間もなく、警察に停止を求められ、呼気検査をしたところ、0.16mg/Lのアルコールが検出されたため、酒気帯び運転により検挙された。

(懲戒処分) 停職1年(上司の監督責任：訓告)

(行政処分) 違反点数13点(免許停止期間90日)

(刑事処分) 不起訴

(事案2) 午後7時40分頃から同僚と飲酒を始め、午後10時50分頃に同僚を運転代行で自宅へ送り届けた後、引き返して一人で飲み直した。3軒の飲み屋をはしごした後、自家用車でアパートへ帰る途中、国道の縁石に乗り上げ、スノーポールを破壊したがそのまま自宅へ到着した。その後、警察署員の訪問を受け、呼気検査により、0.43mg/Lのアルコールが検出され、警察署にて事情聴取を受けることになった。

(懲戒処分) 懲戒免職(上司の監督責任：口頭による厳重注意)

(行政処分) 違反点数25点(免許取消 欠格期間2年)

(刑事処分) 罰金40万円

(事案3) 午後8時頃から10時半頃まで同僚と飲酒したが、運転代行を見つけられなかったため、その後、同僚の制止を聞かず自動車を発進させ、駐車場を出て間もなく酒気帯び運転で検挙された。検挙時のアルコール濃度は、0.17mg/Lであった。

(懲戒処分) 本人：懲戒免職(上司の監督責任：訓告)

同乗者：停職15日(6月相当)(上司の監督責任：訓告)

(3) 交通事故（死亡）

【事案の概要】

- 被処分者は、午後0時25分頃、国道を自家用車で走行中、仮睡状態に陥り、対向車線に進入し、自動車前部を被害車両の前部へ衝突させた。
- この事故により、被害車両の同乗者を腹腔内出血等の傷害に基づく出血性ショックで死亡させ、運転者にも右鎖骨骨折等で加療約2ヶ月の傷害を負わせた。

【原因・背景等】

- 自家用車を運転中に眠気を催し、前方注視が困難となったが、直ちに運転を中止し、休憩をとることなく運転を継続したため、仮睡状態に陥り、対向車へはみ出した。

【処分内容】

- 懲戒処分：停職6月
- 行政処分：違反点数22点（免許取消）、欠格期間1年
- 刑事処分：禁固3年、執行猶予4年（過失運転致死傷）

【類似の事例】

（事案1） 県道を走行中、前方左右の不注視により道路左側に停車中の軽自動車に衝突した後、軽自動車の右側路上に立っていた男性を自動車との間に挟み込んで転倒させた。この事故により、男性は、同日びまん性軸索損傷により死亡した。

（懲戒処分） 減給1／10 1年

（行政処分） 事故直後に運転免許が失効したことにより、行政処分なし。

（刑事処分） 罰金70万円（自動車運転過失致傷）

（事案2） 市道を走行中、濡れた路面の乱反射で前方不注視となり、横断歩道を横断中の被害者に気づかないまま自車前部と衝突させ、出血性ショックなどにより死亡させた。

（懲戒処分） 停職6月（判決前に辞職、退職手当4割支給）

（行政処分） 違反点数22点（免許取消）、欠格期間1年

（刑事処分） 禁固1年8月、執行猶予3年（過失運転致死傷）

(4) 交通事故(人身事故)

【事案の概要】

- 被処分者は、前走車との車間距離が不十分なまま走行し、前走車が急ブレーキをかけたのを認め、前走車への衝突を避けるために急ブレーキをかけ、左方向へ進路変更を行った。
- 対面方向から歩行してきた被害者を発見し、避けきれずに自身の車両左前部を被害者に衝突させて転倒させ、被害者に加療3ヶ月程度を要する左脛骨高原骨折の傷害を負わせた。

【原因・背景等】

- 前走車との車間距離(約6.5m)を十分に保つことなく走行していた。

【処分内容】

- 懲戒処分：減給1/10 2月
- 行政処分：違反点数14点、免許停止90日
- 刑事処分：罰金20万円

【類似の事例】

(事案1) 県道の下り坂の緩やかな右カーブで、林の切れ目から差し込んだ太陽光線に目がくらみ、ハンドル操作を誤り、センターラインをはみ出し、対向車線を走行してきた2台の自動車に衝突した。これにより、2台の自動車に乗車していた合計3人に、最長1ヶ月の加療を含む傷害を与えた。

- (懲戒処分) 減給1/10 1月
- (行政処分) 違反点数11点 免許停止60日
- (刑事処分) 罰金25万円(自動車運転過失致傷)

(事案2) 帰宅途中に自家用車を運転していたところ、市道の交差点で点滅赤信号を一時停止せずに直進したため、右方向から点滅黄色信号を直進してきた軽自動車の左側面に衝突した。これにより、被害者は左恥座骨折、左仙骨骨折により約3ヶ月の加療を要する傷害を負った。

- (懲戒処分) 減給1/10 1月
- (行政処分) 違反点数8点 免許停止30日
- (刑事処分) 罰金40万円(自動車運転過失致傷)

◎ 不祥事発生防止の取組に当たって、一般的に留意すべきポイント

【飲酒運転防止に向けた取組の例】

- 飲酒運転の危険性及び事故の悲惨さについて、被害者やその関係者の立場にたち、交通事故撲滅の視点で研修会を実施し、意識改革を図る。
- 飲酒を伴う行事等については、事前に全職員で「仲間から飲酒運転を出さない」ことを共通理解する場等を設定する。
- 帰宅方法は、職員一人一人から申告させて確認する等、徹底を図る。
- 飲酒する場所には、自家用車で行かない。
- 「少し酔いを覚ませば」という安易な判断が重大事故に繋がることを認識する。
- 車を運転する者に酒をすすめた者も懲戒処分の対象となることを周知する。

【車の運転に共通する事項】

- 車は便利な乗り物であるが、一方で、0.6～2 t 程度の車体を相当なスピードで走らせることから、ひとたび事故を起こせば人の命を奪いかねない危険な乗り物であることを十分に認識させる。

アルコールの分解速度について

アルコールの分解速度には、個人差がありますが、およその分解時間は次によって求めることができます。

- ① 1 時間に分解できるアルコール量(g)
＝体重(kg)×0.1×1/1000
- ② 純アルコール量(g)
＝(アルコール度数÷100)×量(ml)×0.8(アルコール比重)
- ③ アルコール消化時間(h)
＝純アルコール量(g)÷1 時間に分解できるアルコール量(g)

体重 70 kg の人が、飲酒した場合の分解時間の目安は次のとおりです。

種 類	単位	アルコール度数	量(ml)	分解時間(h)
ビール大瓶	1本	5	633	3.6
日本酒	1合	15	180	3.1
焼酎水割り	1杯	35	45	1.8
洋酒ダブル	1杯	43	60	2.9
ワイングラス	1杯	12	120	1.6
合 計				13.0

※国税庁HP(<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/sake/seminar/h19/02/02htm>)を参考に試算

2 体罰

(1) 部活動指導時の体罰

【事案の概要】

- 被処分者は、顧問を務める運動部の練習試合において、部員生徒に対して、平手で頬を叩く、足で尻を蹴る、髪を掴む、両肩を押すなどの行為に及んだ。

【原因・背景等】

- 試合中に集中力を欠き緩慢なプレーやミスを繰り返した選手に対して、そのようなプレーをやめさせるとともに、気持ちを引き締めるために体罰に及んだ。
- 勝利への強いこだわりがあり、指導したとおりのプレーができておらず、指導の成果が見られないことに腹を立て、苛立つ感情を抑えることができなかった。
- 言っても分からない部員は、叩くしかないという短絡的な考え、自身の指導を部員も保護者も理解してくれているという誤った認識を持っていた。

【処分内容】

- 懲戒処分：減給 1 / 10 1 月（上司の監督責任：戒告）

【類似の事例】

- （事案 1） 指導する運動部の部員に対して、タオルを投げつけたり面前で振り回すなどの威嚇行為、太股外側を叩く、土下座の強要などを行った。このほか、不適切な発言もあった。

- （懲戒処分） 減給 1 / 10 1 月（上司の監督責任：訓告）

- （事案 2） 部長を務める運動部の指導において、肘打ちなど危険かつ不適切な行為を繰り返し行ったほか、生徒の意欲を削ぐような不適切な発言もあった。

- （懲戒処分） 減給 1 / 10 1 月（上司の監督責任：訓告）

(2) 授業時等の体罰

【事案の概要】

- 被処分者は、授業中に男子児童を廊下に引き出した後、当該児童の背中を蹴った。その際、当該児童は、前のめりに倒れ、両手を床につき、左手首捻挫により、全治1週間程度のけがを負った。

【原因・背景等】

- 練習会を欠席した理由を何度聞いても答えない当該児童に腹を立て、感情を抑えきれず冷静さを失った。
- 事故当時、被処分者は、自身の行為が体罰に当たるとは思わず、管理職への報告や同僚への相談をせず、保護者へ謝罪をしなかった。

【処分内容】

- 懲戒処分：減給1/10 6月

【類似の事例】

(事案) 麦茶を床にこぼした児童に対し、床を雑巾で拭かせようとしたところ、当該児童が抵抗して暴れたため、後頸頭部及び左肩付近を押さえつけながら右手に雑巾を握らせ、その手首をつかみ一緒に床を雑巾で拭いた。これらの行為により、当該児童に擦過傷や圧迫痕などの全治5日程度の軽傷を負わせた。

(懲戒処分) 戒告(上司の監督責任：厳重注意)

(刑事処分) 暴行罪 罰金10万円

◎ 不祥事発生防止の取組に当たって、一般的に留意すべきポイント

【体罰防止に向けた取組の例】

- 体罰は人格を傷つける行為であり、児童生徒の人権を侵害する行為であることを、研修等を通じて再確認する。
- 「体罰に教育効果なし」という認識を持ち、教職員の共通理解と指導の連携が図られるよう、生徒指導体制をもう一度見直す。
- 体罰をしている同僚を見たら、直ちに止め、管理職に報告する。

3 わいせつ・セクハラ行為・パワハラ行為等

(1) 児童生徒へのわいせつ行為

【事案の概要】

- 被処分者は、4回にわたり、ホテル及びアパート居室において、相手が18歳に満たないことを知りながら、現金を供与する約束をしてみだらな行為をした上、その行為等を撮影し、画像をメモリカードに記録した。

【処分内容】

- 懲戒処分：懲戒免職
- 刑事処分：児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反により起訴

【類似の事例】

(事案1) 女子児童に対して、体に触るわいせつな行為を行った。

(懲戒処分) 懲戒免職(上司の監督責任：訓告)

(事案2) 身勝手な欲求から被害女子生徒を体育用具室に誘い、身体に触れるわいせつ行為を行った。

(懲戒処分) 懲戒免職(上司の監督責任：訓告)

(2) 部活動指導時のセクハラ行為

【事案の概要】

- 監督を務めていた運動部の女子生徒(主将)に、5秒ほど抱きついた後、同女子部員に「キスしていいか」「付き合ってほしい」と言った。

【処分内容】

- 懲戒処分：停職1年

(3) 児童生徒以外へのわいせつ行為

【事案の概要】

- 被処分者は、勤務時間内に女性職員に対して、セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った。
- 当該被処分者は、過去に児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント等を理由に停職3月の処分を受けていたにもかかわらず、このような行為に及んだ。

【原因・背景等】

- 職務に対する気の緩みと、セクシュアル・ハラスメントの行為を親近感を示す行為と捉えていた。

【処分内容】

- 懲戒処分：停職1年（上司の監督責任：訓告）

(4) 盗撮

【事案の概要】

- 担当する部活動の女子部員の着替えを撮影したいという欲求を抑えることができず、学校内に動画撮影機能のあるタブレット型コンピュータを設置し、着替えを盗撮した。

【原因・背景等】

- 練習風景や準備風景等の映像を撮影する目的であったが、設置場所を探すうちに女子部員がこの後同室で着替えをすることが頭をよぎり、着替えを撮影したいという欲求を抑えることができなかった。

【処分内容】

- 懲戒処分：懲戒免職（上司の監督責任：訓告）

【類似の事例】

- (事案) 同じ学校に勤務する女子職員のスカートの中を、壁に物を掛けるフック状の小型カメラで盗撮しようとした。また、別の女性職員のスカートの中を同じカメラで盗撮した。
- (懲戒処分) 懲戒免職（上司の監督責任：厳重注意）

(5) パワハラ行為

【事案の概要】

- 校長が、市の関連団体の業務に携わった職員に対して、校務と校務外の区別をつけるよう厳しく叱責した。また、市のスポーツ大会の準備に携わることについて、校務ではないと職員室で怒鳴った。
- 校長は、他の教職員に対しても、学校祭予行の際にタイムスケジュールが遅れたことに対して、全校生徒教職員の前で怒鳴った。また、書類の提出が遅れた教職員に対して弁明をさせず一方的に叱責した。
- 校長は、パワハラを予防すべき立場にあるにも関わらず、自らが校内の職場環境を著しく悪化させた。

【原因・背景等】

- 被処分者は自身の言動がパワハラ行為だと認識していなかった。
- 言動が威圧的であったり、他の教職員や生徒の前でも叱責するなど、指導される側の心情を慮ることができず、職場内の雰囲気も張り詰めていた。

【処分内容】

- 懲戒処分：停職８２日（６月相当）

◎ 不祥事発生防止の取組に当たって、一般的に留意すべきポイント

【セクハラの判断のポイント】

- 自分の言動が「相手にとって不快な性的なもの」にあたるかどうか迷う場合には、次のような基準に当てはめて振り返ってみることも必要です。
- 自分にとって大切な人（親、配偶者、子ども、兄弟姉妹等）が同じような言動を受けても、「大したことではない」と言えるかどうか。
- その場に自分の身内がいても同じような言動ができるかどうか。
- その言動を周囲の人に見聞きされても、気にしないでいられるかどうか。
- 部下や同僚が他の上司から同じような言動を受けて悩んでいる場合でも、「我慢しろ」と言い切れるかどうか。

【パワハラ判断のポイント】

- セクハラと違い、受け手が不快かどうかで判断できるものではありません。
- しかし、業務上正しいことを命令し、指導する場合であっても、感情的、高圧的、攻撃的に行われた場合など、社会通念上許容される限度を超える場合には、該当する可能性があります。
- また、周囲の職員がその行為をみて不快に感じることによって、職場環境を害することがあることにも留意が必要です。

4 個人情報の紛失又は流出

【事案の概要】

- 被処分者は、自校及び過去に勤務した小学校4校の児童・保護者・教職員の個人情報記録したUSBメモリ2個を自校の職員室に置いて紛失した。
- また、過去に勤務した学校の個人情報を持ち出すなど不適切な行為を行った。

【原因・背景等】

- 本人の不注意及び過去に勤務していた学校の個人情報の消去等を怠っていた。

【処分内容】

- 懲戒処分：戒告

【類似の事例】

- (事案) 自宅で仕事をするため、個人情報が含まれたデータを私物のUSBメモリに保存し、約6か月間にわたり校外に持ち出した。また、テストの採点用紙を二度にわたり校外に持ち出し、知人宅で知人に採点と点数入力を手伝わせた。
- (原因) 個人情報取扱規程に対する認識不足、及び個人情報の取扱いに対する倫理観の欠如
- (懲戒処分) 戒告(上司の監督責任：厳重注意)

◎ 不祥事発生防止の取組に当たって、一般的に留意すべきポイント

【情報漏えい防止に向けた取組の例】

- 校内研修等により、プライバシーの保護に対する認識を深め、人権感覚を高めるとともに、情報管理に関する共通認識を図る。
- 児童生徒の個人情報等、守るべき情報は持ち出さないことを確認する。
- 書類等を持ち歩く場合には、無人の乗用車に置くことを避け、常に携帯して盗難等に注意する。

5 公金及び私費の横領等

(1) 着服

【事案の概要】

- 被処分者は、第1学年会計、第2学年会計、第3学年会計及び学校会計から不正に現金を引き出し、又は職員に指示して引き出させ、合計223万円を着服した。

【原因・背景等】

- 10年ほど前から個人的な交際費用や借金、最近では母親の介護施設への費用、生活費などの負担により経済的に非常に苦しい状態にあった。
- 加えて、連帯保証人としての支払いのために借金等がかさみ、経済的に行き詰まってしまった。

【処分内容】

- 懲戒処分：懲戒免職（本人）、
減給1／5 3月（2名）、減給1／5 1月（1名）、
戒告（関係職員2名）
- 刑事処分：起訴猶予処分

【類似の事例】

- （事案） 被処分者は、校納金会計から151万円余、親睦会会計から17万円を着服し、ゲームやパチンコ等の遊興費や借金の返済等に充てたが、発覚後全額を弁済した。
- （原因） 稚拙で身勝手な動機及び会計管理における管理監督責任者の指導の不徹底
- （懲戒処分） 懲戒免職（上司の監督責任：減給1／10 2月）

(2) 私費会計からの窃取

【事案の概要】

- 被処分者は、一旦帰宅したものの防犯カメラに写らないよう機械室を経由して事務室へ戻り、自己が所有する自動車の修理に充てるため、金庫に保管していた現金から195,000円を窃取した。しかし、自動車の修理費用が安かったことから窃取した現金は使用せず、事務長の下駄箱へ全額返却した。

【原因・背景等】

- 収納した現金が金融機関に預託されることなく、大型金庫に保管されていた。
- 大型金庫の鍵の管理がずさんで、校長、事務長以外の職員でも鍵の所在を知り、金庫を開けられる状況にあった。

【処分内容】

- 懲戒処分：懲戒免職（上司の監督責任：戒告（2名））
- 刑事処分：なし

【類似の事例】

- （事案） 被処分者は、7ヶ月の間に私費会計から288万円余を着服し、発覚後全額を弁済した。
- （原因） 稚拙で身勝手な動機及び会計管理における管理監督責任者の指導の不徹底
- （懲戒処分） 懲戒免職（上司の監督責任：減給1／10 1月（3名）、戒告1名）

(3) 不適切な会計処理

【事案の概要】

- 被処分者は、担当していた生徒会会計について、約1年間で463,116円の不明金を発生させた。このうち、301,616円については自身が立て替え、残りを校長・事務長・事務長補佐が連帯して立て替えたが、報告されることはなかった。また、自身の勤務状況の不良で書類の紛失、事務ミス、虚偽報告等を繰り返し、上司からの度重なる注意・指導を受けるものの改善されることがなかった。

【原因・背景等】

- 事務処理全般が杜撰であり、現金を取り扱う職務に必要な意識や注意を欠いていた。
- 個々の業務の重要性に関する認識を欠いていた。

【処分内容】

- 懲戒処分：停職 6月（上司の監督責任：減給 1／10 1月）
- 刑事処分：なし

◎ 不祥事発生防止の取組に当たって、一般的に留意すべきポイント

【公金等の不正処理防止に向けた取組の例】

- 公金及び学校徴収金（私費）については、一時的な立て替えであっても、絶対に流用してはならないという意識の徹底を図る。
- 学校徴収金等の出納については、いつでも明確な報告ができるよう、通帳等関係書類に記録し、整理する。領収書等を伴わない支出は行わない。
- 通帳からの引き出し手順を明確にしておき、複数の職員がチェックできるようにしておく。
- 会計別に定期的な諸帳簿の点検をする。特に担当した職員の異動時には、必ず引継ぎと点検をする。
- 学校徴収金等の通帳に使用する印鑑は、職印又は校長の私印とし、通帳と印鑑は別々にして、厳重に保管・管理する。
- 現金の取扱については、原則として収納日当日に指定金融機関に払い込む。ロッカーや机等に入れて保管しない。
- 金銭の収受は、現金ではなく、口座振込を原則とし、現金を極力扱わないようにする。

6 窃盗

【事案の概要】

- 被処分者は、スーパーマーケットにおいて、寿司及びおにぎり等 950 円相当の食品を窃取したところ、店員に事務所へ連行され、その場で代金を支払ったが、窃取の事実を直ちに所属長へ報告することなく、報告は半年後となった。

【原因・背景等】

- 報告が遅れたのは、家族の病気等のためである。
- 12 年前にもスーパーマーケットでの万引で停職 6 月の懲戒処分を受けていた。
- 教育公務員としての自覚が欠如していた。

【処分内容】

- 懲戒処分：懲戒免職

【類似の事例】

(事案 1) パチンコ店において隣の客が置き忘れた現金 2 万円とキャッシュカードなどが入った財布を店外へ持ち出した。被処分者は、置き忘れた財布を客に渡そうとして駐車場に出たが、その客はおらずこのままではまずいと思い、金銭には手を触れずそのまま駐車場に放置した。

(原因) 無人の台に置き忘れた財布を目にし、魔が差して手にしてしまった。

(懲戒処分) 懲戒免職

(刑事処分) 起訴猶予処分

(事案 2) ショッピングセンターにおいて 1,580 円相当の品を代金を払わず店外に持ち出し、店員に呼び止められた。同日中に警察署において事情聴取を受け、その後書類送検されたが、不起訴となった。

(原因) 魔が差してしまった。

(懲戒処分) 停職 1 年（上司の監督責任：訓告）

(刑事処分) 不起訴処分

(事案 3) 女子生徒のズックを取りたくなり、中学校に侵入したが、敷地を巡回していた技師に声を掛けられ、校内に隠し立ち去った。再びズックを回収しようと敷地内をうろついていた際、同じ技師に見つかることとなった。

(原因) 衝動を抑えることができなかった。

(懲戒処分) 懲戒免職

(刑事処分) 不起訴処分

7 傷害等

【事案の概要】

- 被処分者は、職務上のトラブルを理由に知人に対して一方的に不満や怒りを募らせ、明け方に同知人宅の敷地内に侵入し、駐車してあった自家用車に所持した棒ヤスリで傷を付けた。それに気付いて駆け寄った家人ともみ合いになった際、棒ヤスリなどにより、加療約6週間を要する重傷害を負わせ逃走し、警察署員に逮捕されることとなった。

【原因・背景等】

- 職務上のトラブルをきっかけに、一方的に不満や怒りを募らせた身勝手さ
- 怒りをコントロールできない自己抑制力の欠如

【処分内容】

- 懲戒処分：懲戒免職

8 その他の非違行為

【事案の概要】

- 被処分者は、自分が勤務する学校に宛て「部活動や授業を停止しなければ、生徒や保護者、教員を攻撃する」旨の脅迫文をポストへ投函した。また、同じ学校の生徒3名に対しても「個人情報把握している」旨の手紙を郵送したが、警察による捜査の結果、威力業務妨害の疑いで逮捕された。

【原因・背景等】

- 被処分者は、周囲についていけない自分自身の仕事ぶりにあせりを感じ、失語症になるほどのストレスを感じていた。
- 病気休暇を取得したことから、もう簡単には休めないと思い、「学校の都合で休みとならないか」と考え、脅迫文の作成を思いついた。
- 自身に教育公務員としての自覚が欠如していた。

【処分内容】

- 懲戒処分：免職
- 刑事処分：懲役1年6月（執行猶予3年）

【事案の概要】

- 被処分者は、県央部に居住する２０歳代の知人女性を「殺してやる」などの言葉で脅迫し、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反で逮捕された。

【原因・背景等】

- 自身に教育公務員としての自覚が欠如していた。

【処分内容】

- 懲戒処分：停職 ６８日
- 刑事処分：脅迫罪 罰金２０万円

【その他の事例】

（事案１） 被処分者は、生徒への指導中に不適切な言動をした。また、校地内で禁止されている飲酒・喫煙を行った。

（原因） 自身に教育公務員としての自覚及び規範意識が欠如していた。

（懲戒処分） 減給１／１０ １月（上司の監督責任：訓告）

（事案２） 被処分者は、家庭科の授業終了後、生徒が自分の指示に従わないことに腹を立て、パイプ椅子を放り投げた。それが２人の生徒に当たり、あざが残る軽傷を負わせた。

（原因） 生徒が貸出し用糸切りばさみを返却しないことに腹を立て、感情的になってしまった。

（懲戒処分） 戒告（上司の監督責任：厳重注意）

IV 資料編

1 研修用ワークシート

- 事例編に掲載された各種事例を取り上げ、自由に意見を出し合ひましょう。
- 事例の種別ごとに記載している「留意すべきポイント」も参考にしましょう。

【事例の種別： 】

- ① 事例が発生した原因、背景、問題点として、どんなことが考えられますか？
- ② 当事者は、事例が発生した時、どんな気持ちだったのでしょうか？
また、発生後どんな気持ちになっているのでしょうか？
- ③ 事例が及ぼす影響には、どのようなものがあるのでしょうか？
- ④ 事例に至る前に、どのようにすれば良かったのでしょうか？
また、あなたは同僚として、どのようにすれば良かったのでしょうか？
- ⑤ あなたの勤務校（所属）では、このような事例を防止するためにどのような防止策をとっていますか？
または、どのような防止策が必要だと考えますか？

2 不祥事防止のためのチェックシート

チェックした内容を、チェック欄に○×で記入しましょう。

(飲酒運転編)

チェック欄

1	飲酒すれば通常の判断ができなくなることを心に留めていますか	
2	飲まないつもりで酒の席に車で行くことはありませんか	
3	翌朝、車を運転しなければいけないのに、深酒することはありませんか	
4	飲んでも休憩すれば大丈夫と思っていませんか	
5	深酒しても一晩寝れば酒は抜けると思っていませんか	
6	ほんの1杯だから大丈夫、すぐ近くだから大丈夫と思っていませんか	
7	同僚が車で帰るかもしれないと思いながら、他人事と考えていませんか	
8	飲まないと決めていながら、断りきれずに飲んでしまうことはありませんか	
9	交通事故の危険性や悲惨さについて考えていますか	
10	アルコールチェッカーの測定結果のみで運転の可否を判断していませんか*	
11	飲酒運転による人身事故は、他の人身事故(業務上過失致死傷罪)とは異なり、危険運転致死傷罪が適用される場合があることを知っていますか	
12	飲酒運転に同乗した者、飲酒運転になると知りながら運転者に酒を勧めた者も懲戒処分になることを知っていますか	

※ 息を吹きかけて呼気中のアルコール濃度を調べる測定器について、平成27年2月、独立行政法人国民生活センターから「過信は禁物！ 運転の可否の判断には使用しないで！」との情報提供がありました。測定器を使用しても、あくまでも参考にとどめ、測定結果のみで運転の可否を判断することはやめましょう。

- ① 機器の測定精度を担保する公的な規格等はなく、どの機種で測定しても同じ値を示すわけではない。
- ② 使用する場合、呼気中のアルコール濃度、吹きかける息の強さ、測定器までの距離や測定環境を一定に保つことは困難であり、正確な測定は期待できない。
- ③ センサーには寿命があり、長期間、繰り返し使用すると感度の変動したり、劣化して検知しなくなる可能性がある。

(体罰編)

1	児童生徒の反抗的な態度に、思わず感情的になることはありませんか	
2	児童生徒の思いを聞かずに、頭ごなしに叱ることはありませんか	
3	児童生徒の言動や態度の背景を踏まえて指導に当たっていますか	
4	保護者の厳しい指導の要望を、体罰が許されるものと勘違いしていませんか	
5	時と場合によっては、体罰を行うこともやむを得ないと思っていないですか	
6	体罰を「愛のムチ」だからと肯定していませんか	
7	保護者や同僚などから、「体罰ではないか」と言われたことはありませんか	
8	肉体的・精神的な苦痛を与えるような罰則を設けていませんか	
9	児童生徒に精神的な苦痛を与える言葉づかいをしていませんか	
10	生徒指導を一部の教職員に任せている状況はありませんか	
11	厳しい指導により大会実績を残していることなどを理由に、体罰を正当化していませんか	
12	体罰は、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であることを認識していますか	

(わいせつ・セクハラ編)

1	児童生徒への指導は、相手の立場に立って考え、行動していますか	
2	特定の生徒に対して、特別な感情を抱いたりしていませんか	
3	児童生徒と二人きりになる場面が多くありませんか	
4	下校時に児童生徒を自家用車に乗せて送るようなことはありませんか	
5	児童生徒と私的なメールのやりとりをしていませんか	
6	自分の発言に、児童生徒を不快にさせる性的な言葉が含まれていないか、常に気をつけていますか	
7	児童生徒を指導する際、不必要に児童生徒の頭、肩、腕など身体に触れないようにしていますか	
8	自分だけの勝手な妄想で、相手が好意を抱いていると勘違いしていませんか	
9	宴会の席などで酔って周囲の人の身体を触ったりしていませんか	
10	酒席でわいせつな話をしていませんか	
11	容姿や年齢・結婚などについて、しつこく聞いていませんか	
12	セクハラは自分ではなく、相手の認識であることを知っていますか	

(情報管理編)

1	職務上知り得た秘密や個人情報を、他人に漏らしていませんか	
2	個人情報を机の上に広げたままで、たびたび席を離れることはありませんか	
3	ＵＳＢメモリなどの媒体を机上に無造作に放置していませんか	
4	私物のＵＳＢメモリは上司の許可なしで職場で使用できないことを知っていますか。	
5	個人情報が入った電子ファイルにパスワード設定などを行っていますか	
6	個人情報が入った電子ファイルを自宅のパソコン内に保存していませんか	
7	個人情報が入った電子ファイル等を許可を得ず自宅に持ち帰っていませんか	
8	バックやパソコンなどを車内に置いたまま車を離れることはありませんか	
9	コピー機やプリンタに個人情報が記載されている書類を置き忘れていませんか	
10	机上に書類が散乱していることはありませんか	
11	飲食店や部外者のいる場所で学校や児童生徒のことを話すことはありませんか	
12	年度替わりの時期などには、不要となった個人情報を適切に廃棄していますか	
13	校内・校外を問わず、個人情報は電子メールにより送受信しないようにしていますか	

(会計処理編)

1	部活動費や学年費などを、自分の机や鞆などに保管することはありませんか	
2	自分が担当する学校納付金の出納簿などをこまめに作成していますか	
3	学校納付金の処理について、別の職員からチェックを受けていますか	
4	家族に内緒の借金や保証能力を超える連帯保証人になっていませんか	
5	県立学校私費会計事務処理基準は読んでいますか	
6	県立学校私費会計事務処理基準に従った事務処理が行われていますか	
7	会計書類を処理できずに机にため込んでいることはありませんか	
8	当該年度の収支終了後は、すみやかに決算書を作成して管理職の点検を受け、保護者に報告し、必要がある場合は保護者への返金などの処理を行っていますか	
9	人事異動や校務分掌の異動に際しては、適切に会計事務を引き継いでいますか	
10	学校徴収金について、たとえ一時的であっても、立替や流用をしないようにしていますか	
11	業者への支払いは速やかに行われていますか	
12	同僚が、学校徴収金等の会計処理を適正に行っていない状況を把握した場合は、他の同僚や管理職とともに状況を確認するようにしていますか	
13	学校徴収金や団体徴収金について、一時的な立替や流用であっても懲戒処分の対象となる場合があることを知っていますか	

(監督者・同僚として)

1	綱紀保持や不祥事防止の通知が来ても、形式的な周知に留まっていますか	
2	児童生徒や保護者から苦情が来ても、受け流したりしていませんか	
3	学校徴収金について、ルールどおりチェックしていますか	
4	銀行印や私印などをきちんと管理していますか	
5	不祥事防止に向けて、職場内で、研修や話し合いをしていますか	
6	職員のストレスなどについて、敏感に察知する努力をしていますか	
7	特定の職員に過度の負担がかかっている職務分担になっていませんか	
8	職員の業務の進行管理や時間外勤務の状況を十分に把握できていますか	
9	難しい課題にあっては、複数の教員や管理職による対応をしていますか	
10	勤務態度や身だしなみが乱れてきた職員に適切な指導を行っていますか	
11	職員相互のコミュニケーションが図れるような職場づくりに心がけていますか	
12	悪い情報ほど、早く管理職に伝えるよう、職員に徹底していますか	
13	酒席の際には、飲酒運転防止の具体的な対策をしていますか	
14	校内の目の行き届かない場所を毎日点検していますか	
15	職員が私的な使い方をしている教室・準備室等はないですか	
16	学級費、部費等の学校徴収金の会計担当者を、すべて把握していますか	
17	学校徴収金のすべての会計について、収入状況も含めて定期的に点検をしていますか	

3 教職員に求められる服務規律（概説）

私たち公務員は、地方公務員法において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

また教員については、教育基本法において「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と規定しています。

こうした公務員の服務の根本規準及び教員の使命のもと、地方公務員法及び教育基本法では以下のような服務規律を定めており、これらは公務員としての身分を保有している限り、最低限守るべきモラルです。

教育に携わる公務員は、児童生徒の模範となるように自らを律することが重要です。

なお、公立学校に勤務する教員及び指導主事や社会教育主事の専門的教育職員にあっては、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務のその責任の特殊性に基づき、教育公務員特例法で、地方公務員法の特例を定めています。

（１）法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

その職務を遂行するにあたっては、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務があります。また、上司の職務上の命令に忠実に従う義務があります。

上司とは、その職務について指揮監督権を持つ上級の職にある者をいい、職務上の命令とは、権限のある上司からその職務に関して発する命令をいいます。

県費負担教職員の服務は、市町村教育委員会が監督することとなっており、県費負担教職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、当該市町村の条例及び規則等に従い、かつ、市町村教育委員会その他職務上の上司の命令に忠実に従わなければなりません。

（２）信用失墜行為の禁止

その職の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。

公務員は、全体の奉仕者として、県民の信託を受けていることから、県民からの信用を失うような行為をすることは、一人の問題に留まらず、公務員全体・教育行政全体の信用失墜に繋がることから、厳に慎まなければなりません。

なお、どのような行為が、信用失墜行為にあたるのかについては、社会通念に基づいて判断されることになりますが、公務員は、一般の国民以上に厳しいモラルが要求され、さらに、教育に携わる公務員にあっては、その性質上、一般の公務員よりも、高い倫理性が求められることから、信用失墜行為については、より厳正に判断することとなります。

(3) 秘密を守る義務

職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、退職した後も同様です。

職場で日常的に扱うこととなる各種の情報は、児童生徒の成績や家庭状況など個人情報に溢れていますが、これらの情報がみだりに外部に漏れると、不利益を被ったり、不快に感じたりする方がいたり、地方公共団体の利益を害することから、職務上知り得た秘密については決して漏らしてはなりません。

なお、この守秘義務に違反し、秘密を漏らした者は、１年以下の懲役または５０万円以下の罰金に処せられます。

(4) 職務に専念する義務

法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければなりません。

与えられた職務に専念すべきことは、民間企業に勤務する方も同様ですが、公務員にあっては全体の奉仕者としての責務に基づくことによります。

職務に専念する義務は、休日、休暇、休職、休業のほか職務に専念する義務の特例に関する規則で個別に定められている場合など合理的な理由がある場合には限定的に免除されます。

(5) 政治的行為の制限

全体の奉仕者としての性格、行政の中立性と安定性の確保及び政治的影響力から保護することを目的に、一定の政治的行為が制限されています。

公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、国家公務員の例によることとされ、所属する地方公共団体の内外を問わず、全国どこでも政治的行為が制限されています。

また、公職選挙法においては、公務員がその職務を通じて選挙に強い影響力を行使しうることがあり得ることから、その地位を利用した選挙運動をすることを禁じています。

(6) 争議行為等の禁止

地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはなりません。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくは煽ってはなりません。

なお、このような労働者としての権利の制約の代償として、法律による身分保障、勤務条件の法定、給与等の第三者機関での勧告（人事委員会制度）が認められています。

(7) 営利企業等の従事制限

任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはなりません。

なお、本県において、営利企業に従事することを人事委員会が認めている基準は、①職と、その事業若しくは事務との間に特別な利害関係を生じない又は生ずるおそれがない場合、②それに従事しても職務の遂行に支障がなく、その他法の精神に反しないと認められる場合、のいずれも満たす場合に限られています。

また、教育公務員特例法において、教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（県費負担教職員については市町村教育委員会）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。

4 関係法令

■ 地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分を行うことができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

2～4 略

（服務の根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 略

（職務に専念する義務）

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（政治的行為の制限）

第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

- 一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
- 二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
- 三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4・5 略

（争議行為等の禁止）

第37条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、

総業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる総業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

■ 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

■ 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）

（酒気帯び運転等の禁止）

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

3 何人も、第1項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

4 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第117条の2の2第六号及び第117条の3の2第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第1項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

第117条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないうおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの

二 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が酒に酔った状態で当該車両等を運転した場合に限る。）

三～六 略

第117条の2の2 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 略

三 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して車両等（軽車両を除く。次号において同じ。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

四 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第2項の規定に違反した者（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第二号に該当する場合を除く。）

五 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第3項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が酒に酔った状態で車両等を運転した場合に限る。）

六 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第4項の規定に違反した者（その者が当該同乗した車両の運転者が酒に酔った状態にあることを知りながら同項の規定に違反した場合であつて、当該運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転したときに限る。）

七～十二 略

■ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年11月27日法律第86号）

（危険運転致死傷）

第2条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為

二 その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為

三 その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為

四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の入又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

五 車の通行を妨害する目的で、走行中の車(重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。)の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

六 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。)において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行(自動車が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。)をさせる行為

七 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

八 通行禁止道路(道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であって、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。)を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

第3条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は十五年以下の懲役に処する。

2 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前項と同様とする。

(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱)

第4条 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、十二年以下の懲役に処する。

(過失運転致死傷)

第5条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

■ 刑法(明治40年4月24日法律第45号)

(傷害)

第204条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(暴行)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(逮捕及び監禁)

第220条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

(窃盗)

第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(横領)

第252条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。

2 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

(業務上横領)

第253条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。

(器物損壊等)

第261条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

■ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律（令和３年法律第５７号）

（定義）

第２条 略

２ この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
- 二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

３ この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十七条第一項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。
- 二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。
- 三 刑法第八十二条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。
- 四 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- 五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（前各号に掲げるものを除く。）。

４ 略

５ この法律において「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

６ 略

（児童生徒性暴力等の禁止）

第３条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

（基本理念）

第４条 略

２・３ 略

４ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由（解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。）となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。

５ 略

（任命権者等の責務）

第７条 略

２ 公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。次項において同じ。）の教育職員等の任命権者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図るものとする。

３ 略

(学校の設置者の責務)

第8条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校の責務)

第9条 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(教育職員等の責務)

第10条 教育職員等は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないように教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

■ 秋田県迷惑防止条例（昭和39年7月14日秋田県条例第76号）

(卑わいな行為の禁止)

第4条 何人も、正当な理由がないのに、公共の場所又は公共の乗物において、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 人の身体に、衣服その他の身に着ける物(以下「衣服等」という。)の上から接触し、又は直接接触すること。
- 二 衣服等で覆われている人の下着又は身体(以下「下着等」という。)をのぞき見すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、次に掲げる場所又は乗物において、下着等を撮影し、又は撮影しようとして写真機その他の機器を人に向け、若しくは設置してはならない。

- 一 公共の場所又は公共の乗物
- 二 事務所、教室、貸切バスその他の特定かつ多数の人が集まる場所又は利用する乗物

3 何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、更衣場、便所その他通常人が衣服の全部又は一部を着けない状態である場合がある場所において当該状態にいる人を撮影し、又は撮影しようとして写真機その他の機器を当該状態にいる人に向け、若しくは設置してはならない。

(つきまとい行為等の禁止)

第5条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、不安又は著しい迷惑を覚えさせるような方法で、反復して、次に掲げる行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。)をしてはならない。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等(次のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。))をいう。)をすること。

ア 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。)の送信を行うこと。

イ アに掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図面、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

■ 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和５３年１０月５日秋田県条例第３３号）

（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第１４条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

２ 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

３ 何人も、青少年に対し第１項に規定する行為を教え、又は見せてはならない。

（深夜連れ出し等の制限）

第１６条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、青少年を深夜（午後１１時から翌日の日の出までの時間をいう。次項において同じ。）に外出させないように努めなければならない。

２ 何人も、正当な事由がある場合のほか、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

■ 教育公務員特例法（昭和２４年１月１２日法律第１号）

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第１８条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第３６条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

２ 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第１１０条第１項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

■ 国家公務員法（昭和２２年１０月２１日法律第１２０号）

（政治的行為の制限）

第１０２条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

２ 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

３ 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

■ 民法（明治２９年４月２７日法律第８９号）

（不法行為による損害賠償）

第７０９条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

■ 国家賠償法（昭和２２年１０月２７日法律第１２５号）

第１条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。

２ 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

5 不祥事防止に向けたこれまでの主な取組

平成18年	5月26日	「明日を担う子どもたちのためにー不祥事防止に向けてー」 作成・配布
平成20年	6月12日	「懲戒処分の基準」を通知（平成20年7月1日施行）
平成21年	6月15日	「教職員の不祥事発生防止に向けて」作成・配布
平成21年	12月25日	「懲戒処分の基準」の一部改正を施行 ①停職及び減給の上限期間が6月から1年へ ②減給割合の上限が1/10から1/5へ
平成25年	3月6日	「飲酒運転防止のためのガイドライン」※の作成・配布
平成27年	4月23日	「新セクシュアルハラスメント防止対応マニュアル」の作成・ 配布
平成27年	5月13日	「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」の作成・配布
平成28年	6月	「教職員の不祥事発生防止に向けて」を改訂 ①掲載事例の入れ替え及び資料の追加
平成29年	11月	「県立学校私費会計事務処理基準」を改訂 ①対応手順の明確化及び逐条解説の追加
平成29年	11月	「不祥事防止ハンドブック」の作成・配布 ①「教職員の不祥事発生防止に向けて」を全面改訂
平成29年	12月	「教職員の不祥事根絶に係る非常事態宣言について」を通知
平成30年	4月9日	「不祥事根絶に向けた取組の強化について」を通知 ①平成29年度から31年度までを重点取組期間として 取組を強化
平成30年	10月	「不祥事防止ハンドブック」の一部改訂 ①処分件数の更新、「懲戒処分の基準」の一部改正等
令和2年	3月	「不祥事防止ハンドブック」の一部改訂 ①処分件数、法令、相談窓口情報等の更新 ②掲載事例の入れ替え等
令和2年	3月27日	「不祥事根絶に向けた取組の強化について」を通知 ①令和2年度から3年度まで2年間延長 ②取組内容の再編整理
令和2年	5月1日	「ハラスメントの防止に関する指針」※の作成・配布 「ハラスメントの防止及び相談対応マニュアル」作成・配布 「新セクシュアルハラスメント防止対応マニュアル」及び「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」を廃止。
令和4年	4月	「ハラスメントの防止及び相談対応マニュアル」※の一部改訂 ○各種相談窓口等の更新
令和4年	4月	「不祥事防止ハンドブック」※の一部改訂 ○処分件数、処分基準、法令等の更新
令和6年	4月	「不祥事防止ハンドブック」※の一部改訂 ○処分件数、処分基準、法令、各種相談窓口等の更新

※印のマニュアル等については、desknetsNE0のキャビネット＞要綱・要領・様式集
＞12. 教育委員会＞（1）教育総務に掲載しておりますので参照願います。

6 各種相談窓口（一人で悩まず相談してみましょう！）

○ 生活相談事業

相談者（被扶養者も可）は、秋田弁護士会法律相談センターに電話し、面談日を決め、面談当日に生活相談利用券と共済組合員証を提示してください。

校長等の管理職、共済組合など第三者に知られることなく相談できます。

※生活相談利用券は、年3回配布される広報誌「はぴいらいふ」に印刷されています。

秋田弁護士会法律相談センター（電話018-896-5599）

秋田市山王6-2-7（予約受付 平日 9:30～16:30）

○ 生活センター

多重債務相談、交通事故相談等生活に関する相談を行っています。

生活センター（電話018-835-0999）

秋田市中通2-3-8 アトリオン7階（平日 9:00～17:00）

北部消費生活相談室（電話0186-45-1040）

大館市字中町5 旧正札竹村ビル1階（平日 9:00～17:00）

南部消費生活相談室（電話0182-45-6104）

横手市旭川1-3-41 平鹿地域振興局1階（平日 9:00～17:00）

○ 法テラス秋田 相談事業

相談の種類は、一般相談（離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般）及びクレジットや消費者金融相談などがあります。

※事前に電話予約が必要です。

法テラス秋田（電話050-3383-5549）

秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F（平日 9:00～17:00）

○ 電話・面談によるメンタルヘルス相談

臨床心理士が電話や面談によるカウンセリングを行います。

電話相談：月～土曜日 10:00～22:00（祝日・年末年始を除く）

面談予約：月～土曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）

※面談場所は、秋田市、由利本荘市です。面談の場合は、事前に電話予約が必要です。

電話0120-783-269（フリーダイヤル）

○ 教職員電話健康相談24

心と体のさまざまな相談に保健師等の専門家が応じます。

受付日時：24時間・年中無休

電話0120-24-8349（フリーダイヤル）

○ Web相談（こころの相談）

<https://www.mh-c.jp/>にアクセスし、ログイン番号「783269」を入力して、ログインすると、臨床心理士が3営業日内に返答します。相談回数に制限がありませんのでお気軽にご利用できます。

受付日時：24時間・年中無休

○ 職員ストレス相談

電話、面談どちらでも相談できますので、まずはお電話にてご希望の相談方法をお伝えください。

受付日時：毎週月曜日、火曜日、金曜日（9：30～12：30）

相談場所：秋田大学教育文化学部内相談室

さとう心療内科（大館市）

稲庭クリニック（秋田市）

長信田の森心療クリニック（三種町）

電話0120-155-618（フリーダイヤル）

○ メンタルヘルス相談（面談）

「心の悩み」を解決するため、公立学校共済組合東北中央病院（山形市）で、健康相談を実施します。完全予約制です。

受付日時（面談予約）：平日 9：00～17：00

相談日時：平日 9：00～17：00

※第1木曜日 13：00～17：00

第1・3土曜日 9：00～17：00

第2・4土曜日 13：00～17：00

※事前に電話予約が必要です。

電話0120-81-4898（フリーダイヤル）

○ 保健師による健康相談

眠れない、食欲がない、体調が悪い等、心や体の不調について、公立学校共済組合秋田支部の保健師が相談に応じます。

受付日時：電話相談 月曜日～金曜日（9：00～15：45）

面接相談：要予約

※電話にて、相談日時・相談会場を決定します。都合により相談、受付ができない場合があります。

※面談は、事前に電話予約が必要です。

※電話は苦手という方はメールでご相談ください。

fuku-soudan@mail2.pref.akita.jp

電話018-860-5221